

選定要領

(明石市指定障害福祉サービス事業者等運営指導業務委託)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、選定委員会において、プレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、受託予定者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日

2025年6月17日（火）（予定）

- ・ 日程を変更する場合は速やかに連絡します。
- ・ 時間については参加申請書等の受付終了日以後に指定します。
- ・ 指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。

(2) 会場

明石市役所本庁舎 8階 806A会議室

(3) 審査対象となる書類

- ・ 企画提案書（別紙 「企画提案書作成要領」 参照）
- ・ 公共性（施策反映）評価提出書（別紙 「公共性（施策反映）評価について」 参照）
- ・ 参考見積書
- ・ 参考業務費内訳書

(4) 審査する内容

「(3) 審査対象となる書類」で示す内容及びその内容に対する質疑応答などから総合的に審査する（別紙 「採点表（審査基準）」 参照）。

(5) プレゼンテーション

- ・ 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に記載された業務責任者が行うことを原則とする。
- ・ 会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて3名以内とする。
- ・ 1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安
 - 企画提案書等の説明 20分
 - 質疑応答 10分 合計30分とする。
- ・ 実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構いません。ただし、パソコン、スクリーン及びプロジェクター等の機器は参加者において用意すること。

(6) 審査の方法

- ① 選定委員会が採点表（審査基準）をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を受託予定者として選定する。
 - ② 最高得点者が複数ある場合は、採点表（審査基準）の項目「企画内容の評価」の得点が最も高い者を選定する。
 - ③ ②の得点も同じ者が複数ある場合は、参考見積額の低い業者を受託予定者とし、それも同額の場合は、くじにより受託予定者を選定する。
- ・ 選定委員の審査基準点の合計が、満点（100点×選定委員の人数）の5割に満たない参加者は失格とする。

(7) 選定結果の通知

- ・ 2025年6月19日（木）（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。

- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。